

防災教育拠点の必要性

富士常葉大学環境防災学部

学部長 井野盛夫

東海地震発生の危険性が指摘されてから、何こともなく20年余が経過した。緊急予防対策として着手した地震対策緊急整備事業も、平成12年度から4回の延長を経て、また新たに1兆578億円の5ヵ年(指定6県分)整備事業が始まった。更に、阪神・淡路大震災後に成立した「地震防災対策特別措置法」による五箇年整備事業が平行して、一層充実した対策事業が粛々と進められている。

ところでこうした箱物整備を担当する部署では、整備事業を業務として取り扱っているため、担当者が交替しても予算さえ確保されていれば、いずれは事業を終了させて責任をはたすことになる。しかし、これら箱物の管理・運営となると、整備事業を担当する部署と同じように、機械的な事務処理では目的を満たすことは難しい。

さて、東海地震の対策推進にたずさわった当時の職員はすでに去り、新しい組織と体制の中で防災対策が取られている。20余年前は防災を専門とする職種は無く、試行錯誤を繰り返しながら対策が進められてきた。その後、北海道南西沖地震や阪神・淡路大震災などの調査にもとづいて、住民の安全を確保する諸事業に着手したが、計画が先行している状況である。また、地震予知についても研究の進展に伴って、前兆現象出

現に対応する行動も複雑となって、個人の責任にまかされる部分が多くなった。

一方、耐震工法の開発や防災用品の普及とは裏腹に、地域住民の防災意識が低下し、行政へのニーズも変化してきた。家庭では少子化、高齢化に加え独居化、そして家庭婦人の就労化と、生活形態の多様化が予防対策の実行を難しくしている。

この様な状況を踏まえ、防災対策を専門とするポストに従事するといっても、防災関係機関間の調整を図る業務、防災計画の策定や応急計画の審査に当たる業務、建築や構造物の耐震設計をする業務、通信訓練や避難訓練を企画し実施する業務、地域住民を対象に防災知識の啓発や自主防災組織を育成する業務など、処理する事案は数えきれないほど多く複雑である。これらの業務は担当するポストと責任によって、求められる水準は変わるものの、理学、工学、社会学などの知識が必要であって、単純に学科目を積み上げただけでは対応できない。

強い地震を感じた時、担当者として災害が発生する状況であるか、被害が発生しているとすればどのような種類なのかを予測して、必要があれば救援隊の派遣を要請し、更に上部機関や相互支援協定先に対して応援を求め、住民に対して避難指示や勧告の

実施を市町村長に進言する。例えばこうした業務の処理は、学校における修学と現場の断片的な経験からでは、期待するレベルまでに達することが難しい。

現在の教育体制において、防災についての研究業務は大学の専門課程等、技術と技能業務が各種大学校や専門学校等において修得できる。しかし、縦型社会で成り立つ我

が国では、多方面の分野を同時に取得できる施設は無い。静岡県、兵庫県、岐阜県等の地方自治体では地域の特徴を出しながら、防災専門家を養成しているが満足できるものではない。学際的な内容の研究・技術・技能を、誰でも自由に受講・訓練できる国家レベルの組織と施設が欲しいと思っている。

- ・財団法人静岡総合研究機構防災情報研究所所長
- ・静岡県立大学客員教授